

それでは皆さん、ゆうちゃん、
これから、第1章から順番に学んで参りましょう。

ゆうちゃん：「はい！がんばりま〜す！」

はい。では、

第1章 法律ってどうやってできるの？

法律とは、

『価値観や意見の違う人たちが、
平和で安心な共同生活を送れる社会をつくるための【ルール】』なんですね。

それでは、ゆうちゃん。

ゆうちゃんのお家や学校で、何か決められているルールはあるかな？

ゆうちゃん：「ん〜、お家では、遊びに行っても5時までに帰ること、
お風呂のお掃除、9時には寝ることとかで、
学校では、日直当番と、お掃除当番と、給食当番を順番に
することかな。」

そうね。そんな風に、約束事や決め事として、ルールはあるわよね。

では、ゆうちゃん。そのルールが決められていなかったら、どうなると思う？

ゆうちゃん：「ん〜 遊びに行き帰るのが遅かったら、お母さんが心配すると思
うし、お風呂のお掃除もさぼっちゃうかも。
夜も夜更かしして、朝起きれないだろうなあ〜。
学校でも、当番で決められていないと、同じ人ばかりがお掃除
してて、さぼっちゃう人がたくさんいると思うわ。」

そうなのよね。家族や学校でも、何人かの人が一緒に生活をする時には、
ルールが決められていないと、人に心配や迷惑をかけてしまったり、
一部の人の負担が大きくなる、というような不公平が起きてしまうのね。

規模は違っても、それは国でも同じなの。

第1章 法律ってどうやってできるの？

日本は、法律という【ルール】によって、国民がやらなくてはいけない《義務》や、認められたり守られたりする《権利》が決められているのね。

このように法律によって治められている国のことを【法治国家】といいます。

日本の法制度は、**日本国憲法（憲法三原則 一、国民主権 一、基本的人権の尊重 一、平和主義）**が、日本の最高法規として初めに定められています。

その**日本国憲法**の下に、**民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの法律**が、国民の平和で安心な生活を保障する基本法として、社会の変化とともに、改正、削除、追加されて、制定、施行されています。

そしてその下には、それらの法律を基本として、都道府県や市区町村などの地方自治体が、その地域特有の《**条例**》などを定めているのね。

日本国憲法第14条には、『**法の下での平等**』が定められています。

職業については、第22条に、

『**何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する**』と定められています。

第22条によって国民は、『**職業選択の自由**』を認められていますね、

『**公共の福祉に反しない限り**』となっていますね。

これは第14条の、『**法の下での平等**』である、他の国民の権利や義務を阻害しないことが前提になっています。

職業に関する法律は、職業が発展していく中で、

『**公共の福祉に反する**』ようなことが起きてくると、

その職業における法律が制定され、法律で規制されるようになっていくんですね。

ではまず、その法律がどのようにできていくのかを学んで行きましょう。

ゆうちゃん：「はい。」

1. 法律の成り立ち

では、その法律はどうやってできるのかな？

まず、私たち国民の消費生活者としての立場から考えてみましょう！

例えば、購入した商品に不具合があったり、説明された内容と違うサービスや質の低い接客などで、お店の人に苦情を言っても、なかなか対処してくれなかった場合、皆さんならどうしますか？

初めは家族や周りの人に相談すると思いますが、悪質な場合は、警察や国民生活センターに相談しませんか？

国民生活センターを知らなくても、警察に相談すると、犯罪性のある詐欺などではなく、消費者としてのトラブルであれば、国民生活センターに相談するように連絡先を教えてもらえます。

国民生活センターの**消費者ホットライン**は、**188（いやや）**の3けたで繋がり、全都道府県には消費生活センターの窓口があります。

このように国民からのトラブルや要望が国民生活センターに寄せられて、その内容が悪質なものや数が多いものに対して、政府や国会議員が実態を調査して、法案の原案を作成して、国会に提出します。

そして、国会で法案が可決されたら、その法律が国民に公布されて、施行されるのね。

事業者の立場としては、『**守らなくちゃいけない法律**』なんだけど、消費生活者としての立場では、『**自分たちを守ってくれている法律**』なんです。

事業者として、初めは、『**守らなくちゃいけない法律**』だと思っけていても、スポーツの世界と同じように、【**ルール**】を正しく知り、その上で健全なサロン運営に取り組むことで、
『**お客様に信頼されて、永く喜ばれるサロン運営**』、
また『**サロンを守ること**』にも繋がるんですよ。

第1章 法律ってどうやってできるの？

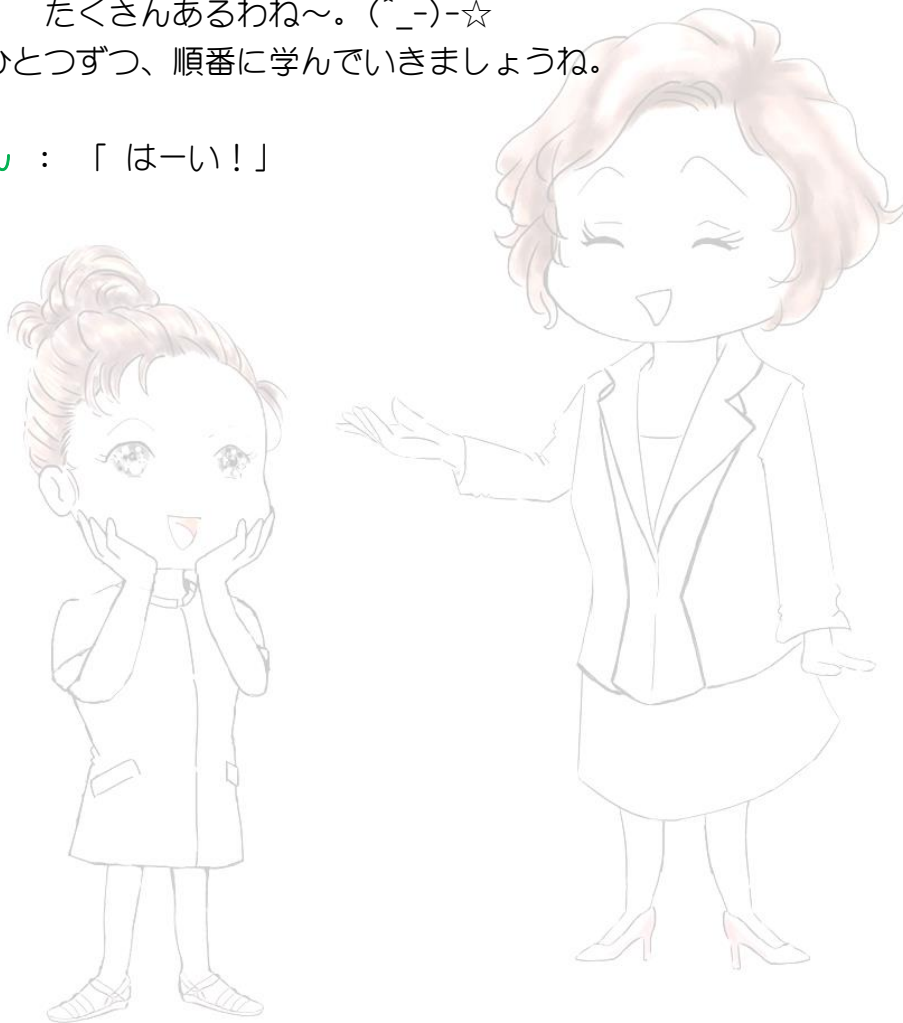
そのために必要な、法律はこちら！

この表は、エステティックサロンやリラクゼーションサロンの運営に関する具体的な法律の一覧です。

ゆうちゃん：「うわぁ～！たくさんある～～～(;▽:」

そうね～！ たくさんあるわね～。(^-)-☆
これらをひとつずつ、順番に学んでいきましょうね。

ゆうちゃん：「はい！」



2. 消費者基本法

では初めに、消費者保護の法律の基本となる【**消費者基本法**】を少し過去にさかのぼって、歴史から学びましょう。

日本社会は、1950年代～1960年代にかけて、第二次世界大戦後の復興を目指し、高度経済成長期へと発展していきました。

その頃の日本社会は、活気にあふれていた半面、投資の詐欺まがい商法や、強引な販売の「押し売り」、路上での「キャッチセールス」、電話による「テレフォンアポイントメント」など、販売方法や契約に関する消費者被害が増え続けていたのね。

そこで、1968年（昭和43年）に、消費者を保護するための法律として、【**消費者保護基本法**】が施行されて、まずは、**消費者の保護**の規制が強化されました。

その後、インターネットの普及や社会の変化に対応して、2004年（平成16年）には【**消費者基本法**】として、その内容が大幅に改正されました。

その大きく変わった内容は、「**消費者を保護するだけ**」ではなく、「**消費者が自立して、消費者としての権利を自分で確保できるようにする**」という内容です。

その目的を実現するために、2009年（平成21年）、国の省庁のひとつとして【**消費者庁**】が設立されたんです。

消費者庁は、エステティック業だけではなく、あらゆる産業に対して、違法行為を行っている事業者の取締りを強化しています。

2014年（平成26年）には、その消費者庁の取締りの権限が、地方公共団体の各都道府県に一部移されて、課徴金制度（簡単に言うと罰金ね）も導入されました。

都道府県では、地域特有の消費者問題が解消できるように、地方独自の【消費生活条例】などを定めて取締りを強化しているので、より消費者の身近に目が行き届くようになってきています。

そしてもう一方の目的の、

「消費者が自立して、消費者としての権利を自らが確保できるように」するために、まずは、社会に出る前の高校生や大学生に向けて【消費者教育】が行われるようになっていて、その消費者教育は一般の方にも始められているんです。

ということは、学生さんや一般の消費者教育を受けて知識を得ている方たちは、『法律違反をしている事業者を見分けることができるようになってきているし、対応の仕方も知っている』ということなのね。

これらのことから、今までは見逃されていたことも許してもらえなくなっている！

ということと、法律を知らずに、お客様に「来てもらいたい！」と思って、サロンが行っている行為が、お客様から見ると違法行為をしているサロンだ！と判断されて、逆にお客様に選ばれない原因になっていることも多い！ということなんです。

皆さんのサロンでは、その様なことにならないように、

《法律を正しく知って、健全なサロン運営》に取り組んでいきましょうね！

ゆうちゃん：「はい。」

3. 職業についての法律

それでは次は、【職業についての法律】です。

職業は、世の中が発展していく過程で、元々あった職業が細分化されたり、全く新しいテクノロジーによって、新しい職業ができるのね。

エステティシャンやネイリスト、メイクアップアーティストなどは、元々は美容師から分かれています。まったく新しいテクノロジーとしては、近年のIT産業が代表的なものね。

これらの職業に対する法律は、法律が先にできることはなくて、新しい職業が産業として成長していく過程で起きるトラブルに対して、そのトラブルが起きないように規制するために、新しい法律ができるのね。

それでは、その職業の分類を見ていきましょう。

職業は大きく分類すると、公務員と民間職に分けられます。ここではこの、民間職について説明しますね。

民間職は3つに分類されます。

- 一つめは、その業種に対して規律を定めた【業法】による職業
- 二つめは、個人の【国家資格による免許】が必要な職業
- 三つめは、【自由業】です。

では、それぞれを詳しく見ていきましょう。

一つめは、その【業種に対して規律を定めた業法】による職業ね。

例えば、

私たちの生活の身近にある業種としては、食品衛生法に定められた飲食店、銀行法に定められた銀行、ホテルや旅館などの旅館業法、クリーニング屋さんのクリーニング業法などね。

エステティック業やリラクゼーション業に関連する業種としては、理容師法、美容師法、公衆浴場法、あはき法（あん摩マッサージ指圧師・はり師、きゅう師等に関する法律）、柔道整復師法などがあります。

二つめは、【**個人の国家資格による免許**】が必要な職業です。

例えば、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理容師、美容師などね。

三つめは、【**自由業**】です。

その他全ての職業で、エステティシャンやセラピストも自由業になります。

これは【**エステティック業・リラクゼーション業**】に関連する職業の一覧です。

ここで、気を付けなくてはならないポイント！

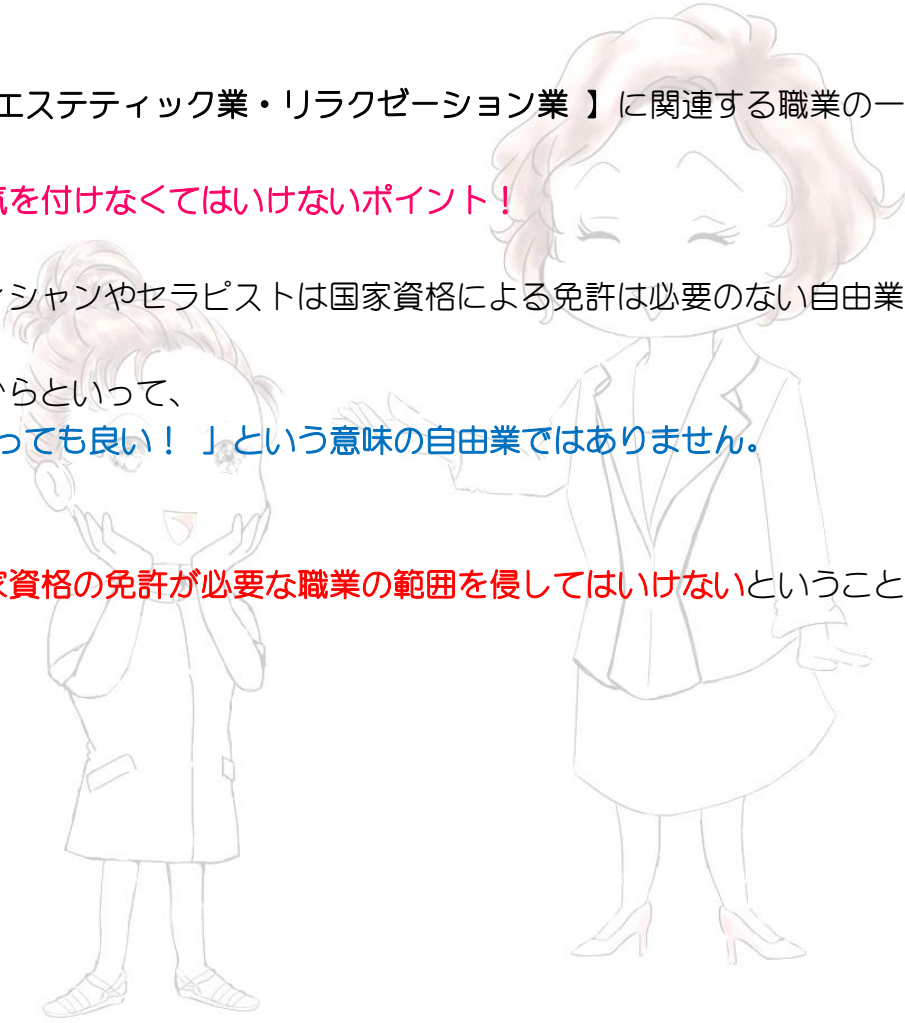
エステティシャンやセラピストは国家資格による免許は必要のない自由業です。

自由業だからといって、

「何をやっても良い！」という意味の自由業ではありません。

関連する、

個人の国家資格の免許が必要な職業の範囲を侵してはいけないということです。



4. 国家資格による個人の免許が必要な職業

例えば、

【2019年現在】

医師は、大学の医学部（6年間）を卒業して、
国家試験に合格してから2年以上の臨床研修医を経て医師になります。

薬剤師は、大学の薬学部（6年間）を卒業して、国家試験に合格して薬剤師に。

看護師は、大学は（4年間）、専門学校は（3年間）を卒業して、
国家試験に合格して看護師に。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は、
大学は（4年間）、専門学校は（3年間）を卒業して、国家試験に合格して、
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師になります。

栄養士は、国家試験の受験はなく、（2年～4年）の養成校を卒業することで、
都道府県知事の免許が受けられます。

管理栄養士は、管理栄養士養成施設（4年）を卒業、
もしくは栄養士養成施設を卒業して、養成施設の年数に応じて実務経験を経て、
国家試験に合格して、管理栄養士になります。

理容師・美容師は、2010時間以上のカリキュラムの養成校（2年）、を卒業して、
国家試験に合格して、理容師・美容師になります。

このように、国家資格の免許を必要とする職業の方たちは、
たくさんの専門的な知識や技術を習得して、その専門職に就いていますので、
エステティシャンやセラピスト、その他の自由業の方たちは、
その**職業の範囲に抵触しない（侵さない）**ように、
お仕事をしないといけないんですね。

第1章では、
法律の成り立ちと意味、消費者基本法、職業についての法律を学びました。

次の第2章は、**職業の範囲って誰が決めてるの？**ということが理解できるように、

《エステティック業の職業の範囲と関連する職業の範囲》について学んでいきます。

それでは、第2章をお楽しみに！

ゆうちゃん：「はい。」

【参考文献など】

独立行政法人 国民生活センター ホームページ

特定商取引法ガイド

消費者庁 ホームページ 《消費者政策》

消費者庁 発行 『未来への扉』

厚生労働省 ホームページ 《健康・医療》

